

令和8年 新島地区 夏期申し合わせ事項

広報にいじまお知らせ版 No.21
★ 宿泊事業者及び関係者の皆様におかれましては、観光客の方の目に触れる場所にご提示ください。

～ 以下のことをお守りください ～

※ この申し合わせ事項の期間は7月18日（土）～ 8月31日（月）までとします。

○ 港湾施設の管理について

- （１）見送り、出迎えの車、バイク、自転車等の乗り入れは指定された駐車場以外は禁止としますので送迎車両は駐車場に駐車してください。
- （２）新島港及び新島空港の駐車場は駐車スペースが限られているため、離島の際の長期駐車はご遠慮ください。（特にお盆の期間中はご遠慮ください。極力レンタカーの乗り捨て等もご遠慮ください。）
- （３）港湾岸壁付近での遊泳は行わないで下さい。
- （４）港湾岸壁上での火気の使用は全面禁止です。（BBQ、花火など）
- （５）正当な理由なく港湾施設に立ち入ることは、東京都港湾管理条例で禁止されています。
- （６）島内全域（港湾・漁港・空港周辺）においてドローンを飛行される場合は、法律等により飛行区域が限定されていますので、港湾空港管理事務所まで事前にご一報ください。
- （７）前浜護岸上は許可を得ていない一般車両の進入は原則禁止とします。ただし、SUP・シーカヤック等、積み下ろしに苦慮する場合は事前に港湾空港管理事務所へ相談するなど許可を得てください。

○ 海水浴場での事故防止について

- （１）黒根・森三下前浜以外の海水浴場はライフセーバーが巡回対応となる日もあることから、海水浴場の状況によっては遊泳をお控えくださるなど、安全に心がけてください。
※ 遊泳・海遊びの際はライフセーバー配備の有無にかかわらず、できるだけ複数で行うなど安全への配慮をお願いします。
- （２）ライフガードタワーに遊泳禁止の時は赤旗、遊泳注意の時は黄旗を掲げ案内しますので厳守してください。
※ ライフガード配備期間：8月1日（土）～8月31日（月）
- （３）本村前浜海岸及び若郷前浜海岸については、遊泳区域より沖に出ないでください。
- （４）各海水浴場での注意
 - ア 羽伏浦海岸での遊泳については、全域で禁止となります。ただしサーフィン・ポティボードは可とします。
 - イ 間々下海岸の南側奥・三郎浜及び淡井浦海岸・和田浜海岸は遊泳禁止としますが、サーフィン・ポティボードは可とします。
 - ウ 本村前浜海岸での水上オートバイは指定された地点（B堤）から沖に向かって（その逆も）微速で航行し、離岸堤の沖で操船してください。
 - エ 水上オートバイ等は指定のエリア内とし、船舶等の出入航の安全確保のため新島港内（入出航を除く）若郷漁港内での操船を禁止します。また、漁業操業船や客船の航路及び工事区域に近寄らないでください。
 - オ 本村地区のSUP（サップ）・シーカヤックエリアは、森三下の桟橋から浜庄下桟橋まで及び、B堤マリーナ内を可能区域と定めます。マナー・モラルをお守りお楽しみください。
 - カ SUP（サップ）・シーカヤック等は離発着以外スイ遊泳エリア内には入らないでください。なお、離発着は小畑下突堤と浜庄下突堤及びB堤マリーナ内からエントリーし、遊泳者に対し十分な距離を保ち、接触事故等起こさないよう航行ください。なお、沖合の範囲については、申し合わせ期間中は安全のためにも離岸堤を越えないで下さい。
 - キ 若郷地区のSUP（サップ）・シーカヤックエリアは、前浜海岸遊泳スイの外から離岸堤までとします。なお、離発着は遊泳者に対し十分な距離を保ち、接触事故等起こさないよう航行ください。
 - ク 沖合の範囲については、安全のためにも離岸堤を越えないで下さい。
 - ケ カヌーの離発着場所はB堤マリーナ内のみとし、航行は指示されたエリアとします。
 - コ B堤マリーナ内は遊泳可としますが、ライフガードを配置していませんのでご注意ください。
- （５）モリの使用（簡易的なモリ含む）については三郎浜のみとし、使用の際は周りの安全に注意を払い使用ください。なお、許可を得た漁業者以外の水中銃の使用は法律により禁止されています。
- （６）ダイビングを行う場合は漁業協同組合の許可を受け指定された場所で行い、漁業権魚種（イセエビ・トコフシ・サザエ・天草 等）の採取は厳禁です。
※ 漁業権魚種を採取した際は漁業法・東京都漁業調整規則違反により罰します

○ 交通関係について

- (1) 平成新島トンネルは歩行者・自転車ともに通行禁止です。観光関係者の方は、観光客の皆様に周知徹底願います。
- (2) レンタカー以外の貸出しは自粛してください。（やむなく貸し出す場合は必ず免許証の確認をしてください）

○ 海岸関係・花火について

- (1) 海岸での焚き火は禁止とします。
- ※ バーベキューについては野外炉を「三郎浜」及び「光と風と波の塔」内に設置してありますので、新島村観光案内所にお申込みのうえご利用ください。
- (2) 新島港から浜庄下突堤までの間は「年間を通して火気厳禁特別区域」となっています。
- (3) 打ち上げ花火は火事の防止に努め、指定区域海岸で海に向かって行ってください。★花火指定区域は「浜庄下突堤～森三下突堤」とします。
- なお、すべての花火は午後10時までとし、警察・消防団からの指示・注意がある際は従ってください。荒天等（台風除く）により花火を禁止とする場合は消防団より当日の定時放送で周知します。
- (4) 釣りをする方はルールとマナーを守り、ライフジャケット着用の上、安全な場所で行ってください。また、天候や体調をみて無理な釣りは避けるようにしてください。
- (5) 漁業・港湾等関係者からの指示や注意には従うようにしてください。

○ 他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 夜間、付近の静穏を害する騒音の発生行為の自粛
- ア 飲食店、風俗営業等では夜間に窓・出入り口等を開放したまま営業したり、大声をだしたりして付近の住民に迷惑をかける行為はお控えください。
- イ 夜間の遅い時間は、民宿、旅館等の中庭などでの酒宴はお控えください。
- (2) 民宿、旅館等の門限については各施設の指示に従ってください。

○ 新型コロナウイルス等の感染症感染防止について

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症の流行時においては感染予防対策にご協力ください。マスクの着用については任意となっていますが、施設や店舗に よって着用をお願いしている場合は指示に従ってください。
- また密になる場所などの状況によってご自身の判断で着用をお願いいたします。
- (2) 感染症と思われる症状や体調異常を感じた場合は、できるだけ本人が来院前に診療所へ電話連絡し指示に従ってください。

○ その他

- (1) 羽伏満海岸メインゲート付近は、砂浜への立ち入り制限をさせていただいております。
- (2) 羽伏満キャンプ場のご利用については、スポーツ広場クラブハウスでの受付が必要となります。（事前予約不要）
- (3) 高速船が渡浮根漁港の発着の際、「お客様の送迎は出来る限り各宿でのご対応をお願いいたします。」村では送迎責任等は負いかねますのでご了承ください。臨時バスについては主にキャンプ場利用者の利用を想定していますが、乗車定員を超えた場合はお乗せすることができません。
- (4) ごみのポイ捨ては行わないでください。海水浴の際には、羽伏満メインゲート前、黒根海岸、ボロ桟付近、森三下前浜付近に設置するゴミ箱をご利用ください。キャンプ場利用の際は炊事舎横のゴミ箱をご利用ください。ごみを捨てる際は分別ルールを守ってください。

〔 関係協力団体 〕

新島警察署	☎ 04992-5-0381	大島支庁新島出張所	☎ 04992-5-0281	本村診療所	☎ 04992-5-0083
新島空港消防所 (新島消防団事務局)	☎ 04992-5-0630	港湾空港管理事務所	☎ 04992-5-1267	新島村観光案内所	☎ 04992-5-0001
新島村商工会	☎ 04992-5-1167	東海汽船(株)新島代理店	☎ 04992-5-0187	新島村役場	☎ 04992-5-0240
漁協若郷事業所	☎ 04992-5-0781	島しょ保健所新島支所	☎ 04992-5-1600		